

# 記入例

令和〇〇年寄附分 市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 高知県知事 殿	〒780-8570	フリガナ コウチ タロウ	フリガナを忘れないよう ご注意ください。	必ず捺印をしてください。
提出日を記入 してください。	住所 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	氏名 高知 太郎	高知	
	電話番号 088-823-1234	個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
		性別 男・女		
		生年月日 昭和 50. 4. 1		

「個人番号」欄には、あなたの法律第2条第5項に規定する個人番号を記入してください。太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、個人番号(マイナンバー)、性別、電話番号、生年月日)を全て記入してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

記載に誤りがないかご確認ください。誤りがある場合は、お手数ですが表面問い合わせ先まで連絡をお願いします。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
〇〇年〇〇月〇〇日	10,000円

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)寄附金の受領者である者又は(2)寄附金の受領者である者(以下「受領者」といいます)と見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する者が、申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

給与所得者等、確定申告が不要な方は、チェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、(1)ワンストップ特例申請で寄附をする自治体である者又は(2)ワンストップ特例申請で寄附をする自治体である者(以下「ワンストップ特例申請者」といいます)と見込まれる者をいいます。

ワンストップ特例申請で寄附をする自治体が、年間5自治体以下である場合は、チェックしてください。

### <留意事項> ※必ずご確認ください。

- ワンストップ特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合は、寄附を行った翌年の1月10日までに、変更届出書を提出していただく必要がありますので、表面に記載の問い合わせ先までご連絡ください。
- 5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方は、ワンストップ特例制度が適用されませんので、ふるさと納税についての控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。
- 確定申告をされる場合は、所得税と個人住民税から控除を受けることとなりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、個人住民税からまとめて軽減を受けることとなります。
- 寄附を行った翌年の1月10日までに申請書の提出がなかった場合、ワンストップ特例の適用申請は行わないものと判断させていただきます。その場合、確定申告が必要となりますのでご注意ください。